

# 令和元年10月 入札・契約制度の改善

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル及び国土交通省の基準の見直しに伴い、本市でも下記のとおり見直しするものです。

なお、令和元年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から取り扱いが変更になります。(令和元年9月30日以前に入札公告又は指名通知を行う案件は、改正前の算定方法及び基準が適用されます。)

1. 工事の最低制限基準価格、調査基準価格及び調査基準基礎価格の見直しについて
2. 工事の低入札価格調査に係る失格判定基準の見直しについて
3. 工事に係る委託業務の最低制限価格の見直しについて

# 1. 工事の最低制限基準価格、調査基準価格及び調査基準基礎価格の見直しについて

工事の最低制限基準価格、調査基準価格及び調査基準基礎価格の算定方法を、下記のとおり改正します。

改正前	改正後
<p>① 直接工事費の 97%</p> <p>② 共通仮設費の 90%</p> <p>③ 現場管理費の 90%</p> <p>④ 一般管理費等の 55%</p> <p>⑤ その他の費用の 90.7%</p> <p>①から⑤の合計額（税抜）</p> <p>ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に7/10を乗じて得た額とする。</p>	<p>① 直接工事費の 97%</p> <p>② 共通仮設費の 90%</p> <p>③ 現場管理費の 90%</p> <p>④ 一般管理費等の 55%</p> <p>⑤ その他の費用の 90.7%</p> <p>①から⑤の合計額（税抜）</p> <p>ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に <u>7.5/10</u> を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に <u>7.5/10</u> を乗じて得た額とする。</p>

※変動型最低制限価格及び変動型調査基準価格は、上記計算式に変動係数を乗じたものとなります。（従来通り）

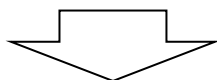
- ・ 変動型最低制限価格＝上記の計算式で算出した最低制限基準価格×変動係数×1.1
- ・ 調査基準価格（変動型を除く）＝上記の計算式で算出した調査基準価格×1.1
- ・ 変動型調査基準価格＝上記の計算式で算出した調査基準基礎価格×変動係数×1.1

## 2. 工事の低入札価格調査に係る失格判定基準の見直しについて

松山市低入札価格調査実施要領の別表1に定める失格判定基準を、下記のとおり改正します。

改正前

適用費目	基 準
直接工事費	設計金額における直接工事費の 75%
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 70%
現場管理費	設計金額における現場管理費の 70%
一般管理費等	設計金額における一般管理費等の 30%
その他の費用	設計金額におけるその他の費用の 69%



改正後

適用費目	基 準
直接工事費	設計金額における直接工事費の <b>90%</b>
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の <b>80%</b>
現場管理費	設計金額における現場管理費の <b>80%</b>
一般管理費等	設計金額における一般管理費等の 30%
その他の費用	設計金額におけるその他の費用の <b>81%</b>

### 3. 工事に係る委託業務の最低制限価格の見直しについて

測量業務の最低制限価格の設定範囲及び地質調査業務の最低制限価格の算定に使用する諸経費の算入率を、下記のとおり改正します。

改正前		改正後	
測量業務	設定範囲	測量業務	設定範囲
①直接測量費の額		①直接測量費の額	
②測量調査費の額	10分の6	②測量調査費の額	10分の6
③諸経費の額の48%	から	③諸経費の額の48%	から
①から③の合計額×1.1	10分の8	①から③の合計額×1.1	<b>10分の8.2</b>
地質調査業務	設定範囲	地質調査業務	設定範囲
①直接調査費の額		①直接調査費の額	
②間接調査費の額の90%	3分の2	②間接調査費の額の90%	3分の2
③解析等調査業務費の額の80%	から	③解析等調査業務費の額の80%	から
④諸経費の額の45%	10分の8.5	④ <b>諸経費の額の48%</b>	10分の8.5
①から④の合計額×1.1		①から④の合計額×1.1	

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市総務部契約課 (工事担当)

電 話 089-948-6453・6454

F A X 089-934-1767